

榛原中学校水泳指導等業務委託に関する保護者説明会での質疑応答

【生徒への対応について】

Q1 榛原中学校の水泳授業における不適切な行為の有無について、9月29日時点では、どのように生徒の状況を確認したのか。生徒一人一人に確認したのか。

A1 9月29日時点は、生徒一人一人に聞き取りを行ったものではなく、教頭を通じて、水泳指導に当たった体育の教員4人に聞き取りを行ったものである。

身体的接触はなかったこと、生徒から不快な行為に関する訴えがなかったこと、日記等への記載や生徒の様子の変化がなかったことの報告を受けた。

Q2 現時点では、生徒一人一人に確認できているのか。

A2 修学旅行のため実施が遅くなったが、10月5日月曜日に全校生徒を対象とし、個人名は無記名で、学年と性別のみを選択する形でアンケートを実施した。

このアンケートは試行授業の成果や課題を確認するため、元から予定していたものであるが、「困ったこと・改善してほしいこと」の項目があり、自由記述となっているため、何かあればここに記載されることを想定していた。これについての回答は多くなく、記載があったものは「更衣室がもっと広いとよい」「更衣室がにろう」という施設に関するものが多かった。

今回のアンケートは被害や不適切な行為の有無を直接問う調査ではない。

Q3 生徒アンケートでは、どのような項目を確認したのか。

A3 次の12項目を確認した。①学年、②性別、③バス移動の負担、④授業を受けやすいプール環境、⑤施設の使いやすさ、⑥コーチの説明・教え方の分かりやすさ、⑦泳力に合った指導、⑧泳力の向上、⑨安心して参加できたか、⑩民間施設・コーチを活用した授業の継続意向の10項目については選択式とし、⑪良かったこと、⑫困ったこと・改善してほしいこと の2項目については自由記述での回答とした。

Q4 生徒アンケートでは肯定的な意見が90%以上といいことだけを言っていたが、安心して参加できたという回答だけでなく、不安を感じた生徒の意見を重視すべきではないか。具体的な不安の内容は把握しているか。生徒本人が気付かないところで被害を受けていた可能性もあり、保護者として不安がある。

A4 7.5%の生徒が「どちらかといえば不安があった」又は「不安があった」と回答している。不安の理由の回答欄はないが、自由記述の「困ったこと・改善してほしいこと」で表明できるようになっており、その回答には、コーチによる身体的接触を不快に感じた、わいせつな行為があったといった記載はなかった。

授業中には、女子生徒が男子生徒から不適切な言葉を言われたとして、教員が聞き取り・指導を行い、保護者に連絡した場面があった。こうしたことも不安の理由に含まれる可能性がある。

教員はプールサイドで常に1人は俯瞰して授業を見る体制ではあったが、本当にすべてを確認できているかという点、保護者の方の不安がある点のご指摘は理解できる。

今後の取り調べ等の中で明らかになることもあると考える。身体の接触がない指導であったが、本当に何もなかったかの確認については、子どもたちの心情等にも配慮して教育委員会と学校で相談して進めたい。

Q5 生徒本人が被害を受けた、又は被害を見たかどうかを確認すべきではないか。聞き取りに伴うリスクがあるとの説明があったが、具体的に何か。

A5 被害や不適切な行為の有無を直接問う形で、生徒一人一人を調査していない。今回の事件を知って気付いたことがあるか等を確認するか、また、質問の仕方についても検討したい。

検討するというのは、この事件について聞くこと自体が、生徒の心の負担となる可能性があるからである。憶測が広がり二次被害につながることや、水泳自体のイメージが悪くなり、水泳をしなくなる生徒が出ることや、被害にあっていない生徒も含め恐怖心をあおることになる可能性を心配しているため、慎重に行う必要があると考えている。

個別面談や教育相談等も通じて支援し、聞き取りの方法については教育委員会と学校が相談する。

Q6 性的被害は親にも言えない場合がある。今訴えがなかったからと言って、被害がなかったことを前提にせず、言い出せない可能性を排除せず、同性の教員やカウンセラーが話を聞くなど、生徒の心に寄り添って確認してほしい。性犯罪や性教育の指導の機会とし、学校の授業以外でスイミングスクールに通っていた生徒の被害の可能性も考えてほしい。

A6 学校の水泳授業でセクシュアルハラスメント等につながる行為がなかったことを十分に確認しなければ、安心だったとは言えないとの指摘は、そのとおりと受け止めている。確認方法を学校と相談する。

エースワンの通常の指導に関しては、同事業者が説明会を開くとしている。市教育委員会は学校の水泳授業を中心に確認するが、その中で他のことが分かった場合も確認とケアを行いたい。

Q7 性的被害等に関するアンケートを実施し、相談窓口を示してほしい。対面では話せない場合もあるため、文章やLINE等を活用するなど、相談方法を工夫してほしい。

A7 意見を受け止め、今後の対応の参考とする。

Q8 報道やうわさで不安を感じている生徒や、被害を言い出せない生徒への心のケアを、具体的にどのような方法で行うのか。

A8 被害の有無にかかわらず、日常の振る舞いや行動の変化を察知し、教員同士で共有して対応する。従来からのカウンセリングに加え、日々の会話、相談しやすい教員への直接相談、様子に変化がある生徒への声かけ等を通じて、総合的に対応する。個別面談や教育相談等では、学習や友人関係を含む様々な悩みを聞き、支援したい。

Q9 不安から水泳授業への参加を希望しない場合、代替課題や評価上の対応を選択できるか。

A9 説明会時点では、具体的な対応について回答できるものはない。水泳授業への参加を希望しない場合に、代替となる対応を検討する必要があると認識している。

【市の対応について】

Q10 警察に相談されていた事案について、事業者の内部調査だけで委託を進めてよかったのか。保護者に状況を伝え、意見を聞くべきではなかったか。

A10 被害を訴えた児童と家族のプライバシーを守ることを最優先とした。学校内に情報を留めてほしいとの意向はあったが、国の手引きに従い、重大な案件として市教育委員会に報告された。警察への相談は聞いていたものの、被害届の有無や、その後の捜査についての情報は得ていなかった。限られた情報を公にすることは、児童が特定されるおそれがあるため行わなかった。

また、事業者に調査を依頼し、事業者からは該当する事案はないとの報告を受けたが、結果的には逮捕となり、結果的に調査が十分ではなかった。当該者を指導から外したいと考えたものの、個人を特定できなかったため、身体に接触しない指導を求めた。

当時、可能と考えた安全確保策を講じて実施したが、不安を感じている生徒の声を十分に聞き取れていない点は反省すべきと認識している。

Q11 状況が整理されるまで、委託契約や水泳授業を延期することはできなかったのか。

A11 当時、市が知り得る情報の中で判断する必要があるとあり、入札後で事業者が決定した状態で、疑わしいという理由だけで契約しないことはできないと判断した。当該者を特定する情報が得られなかったため、身体的接触のない指導という条件で実施した。なお、水泳授業は9月25日に終了し、逮捕は9月28日であった。

Q12 施設のみを利用し、学校の教員が指導するなど、事業者の職員が指導に関わらない方法も検討すべきではないか。

A12 新しい学校にプールを設置しない計画や、既存プールの老朽化を踏まえ、今年度は榛原中学校で試行し、小学校への展開も考えていた。小学校では専門的に水泳を指導できる教員が少なく、専門の指導者による効果も期待していた。今回の事件を受け、学校内部で対応できるかも含め、今後の水泳指導を考える。

Q13 身体的接触をしないという対応に加え、更衣室やトイレに隠しカメラがないかなど、授業前に施設を確認したのか。

A13 更衣室及びトイレについては、委託業務の実施前に市の職員2人が施設に出向き、目視で点検を行っている。

【説明会と内容の周知方法】

Q14 説明会の案内にわいせつ事案の内容が記載されていなかったのに、事件を知らない人には分かりにくい通知であった。通知の説明が不十分ではないか。

A14 保護者が既に報道内容を認知しているとの認識で案内を作成した部分があり、より丁寧に周知する必要があったと反省している。

Q15 説明会に出席していない保護者にも、資料は配布されるのか。

A15 全生徒数分の資料を用意しており、出席していない保護者にも学校を通して配布する。

Q16 資料に誤りがあるし、足りない情報がある。資料を作り直し、質問・回答や指摘された不十分な点を補足して配布するのか。説明会で訂正した日付や説明内容は、どのように扱うのか。

A16 配布資料自体に間違った部分はないとの認識であり、資料は修正せず、そのまま共有する。9月29日の記載は教員への確認を示したものであり、間違いとは認識していない。(附番のみ訂正)

説明会を開催して資料を用いて説明したことや、参加者から出された質問・意見・指摘とそれに対する回答を、市ホームページ等で公表し、出席していない方にも伝わるよう共有する予定である。

【今後の対応】

Q17 来年度、どの程度改善されればエースワンへの委託が可能と判断するのか。委託しない場合の代替案はあるか。

A17 説明会時点では、委託の可否を判断する明確な基準はない。事業者の改善内容、再発防止策、安全管理体制、職員研修、管理監督の状況等が十分かどうかを、今後検討する。

現在、市内でこの事業を受け入れられるのはエースワンのみであり、市外施設の利用は移動時間等を考えると難しい。学校のプールには不具合があり、修理に多額の費用がかかる。エースワンに委託しない場合の代替案は、説明会時点では用意していない。安全確保及び管理体制の改善状況を確認し、来年度の委託の可否を判断する。

Q18 水泳授業を実施しないこともあり得るか。

A18 条件によっては、水泳授業を実施しないことも方法の一つと考えている。